

犬山商工会議所プレミアム商品券販売促進事業補助金要領

(令和2年8月4日 要領第1号)

(目的)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に落ち込んだ地域経済の回復・活性化を図るため実施する「2020犬山市プレミアム商品券事業」の期間中に、同事業の参加店が、創意工夫により展開する独自の販売促進事業を支援することを目的とする。

(補助の対象となる事業者等)

第2条 補助の対象となる事業者等は、次に掲げる者とする。

- (1) 犬山市内で事業を営む事業者で2020犬山市プレミアム商品券事業の参加店として登録した事業者
- (2) 前項により登録した事業者で、2社以上連携して実施する事業者

(補助対象事業費及び補助率)

第3条 補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）は前条に掲げる事業者等が行う別紙の事業とし、実施に必要な経費のうち、補助の対象として犬山商工会議所会頭（以下、「会頭」という。）が認める経費に対して補助金を交付する。

- 2 補助事業の内容、補助対象経費および補助率は、前項で規定する別紙1に掲げるとおりとする。ただし、次に掲げる事業を除く。
 - (1) 補助対象事業費の総額が1万円未満のもの
 - (2) 同一年度において、国・県及び市の他の補助の対象となったもの

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする事業者または団体は、次に掲げる申請書を会頭に提出しなければならない。

「2020犬山市プレミアム商品券 販売促進事業交付申請書」 (様式1)

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 会頭は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

- 2 会頭は、補助金の交付決定をしたときは、申請団体等に補助金交付決定通知書（様式2）をもって通知する。

(実績報告の提出及び補助金の交付請求)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは補助事業実績報告書（様式3）及び交付請求依頼書（様式4）を交付決定通知書の写しを添えて補助事業の完了の日から30日以内または令和3年2月26日までに会頭に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 会頭は、前条の規定により補助事業実績報告書の提出があったときは、報告書等の内容の審査により、補助事業の完了を確認したのち補助金を交付する。

(書類の整備及び保存)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支を明らかにし、関係諸帳簿及び証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項の帳簿等は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(検査等)

第10条 会頭は、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することがある。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第11条 会頭は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付決定額の全部又は一部を取消し、若しくは既に交付した補助金等の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) この要領又は補助金交付決定に付した条件に違反したとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき
- (4) 補助事業を中止又は廃止したとき
- (5) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し、不正の行為があったとき

(遅延利息)

第12条 補助事業者は、第11条の規定に基づき補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割で計算した遅延利息を納付しなければならない。ただし、会頭がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することがある。

(書類の提出先及び提出部数)

第13条 この要領に定める書類の提出先は、犬山商工会議所事務局とする。

2 この要領に定める書類の提出部数は、すべて各一部とする。

附 則

この要領は、令和2年8月4日から施行する。